

土石を発生させる方へ

～盛土環境条例～

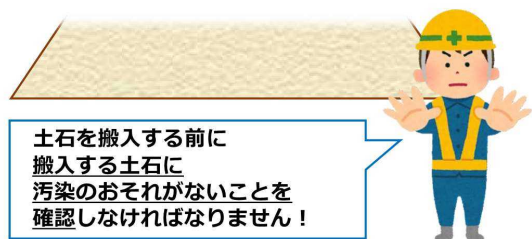
- 静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例(盛土環境条例)では土石基準に適合しない土石を用いての盛土等を禁止しています。
- 土石を発生させる者は、盛土等を行う者に土石を搬出する際には、「汚染のおそれがないこと」を証明する必要があります。

搬入する土石に汚染のおそれがないことの確認イメージ

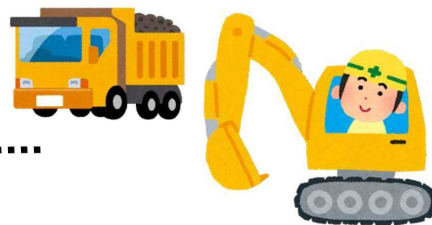
盛土等を行う者は、盛土等に用いる土石に汚染のおそれがないことの確認が必要です！

盛土等を行う者
(土石を受け入れる者)

盛土等に用いる土石を
発生させた者(運び出す者)



土石を搬入する前に
搬入する土石に
汚染のおそれがないことを
確認しなければなりません！



□確認の方法は？

- ・土地の利用状況等の調査の結果
- ・土壌の分析調査の結果
- ・再生資源利用促進計画書等
- ・採石法・砂利採取法の許可書

□調査は誰が行う？

- ・盛土等を行う者が自ら調査する
- ・土石を発生させた者や運び出す者に調査・証明を求める など

□盛土等を行う者から

運び出す土石に汚染のおそれがないことの証明を求められることがあります！

□証明を求められたら？

- ・土地の利用状況等の調査
- ・土壌分析調査
- ・再生資源利用促進計画等
- ・採石法・砂利採取法の許可書
により汚染のおそれがないことを証明してください

(大前提) 土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行うことはできません！

「汚染のおそれがないこと」の証明方法

- ・土地の利用状況等の調査(地歴調査)
- ・土壌分析調査
- ・再生資源利用促進計画等
- ・採石法・砂利採取法の認可書

発生する場所によっては、上記の書類の1又は複数を求められることがあります。

浚渫土については、土地の利用状況等の調査のみでは汚染のおそれがないことを判断できないため、土壌分析調査を実施する必要があります。



詳しくは生活環境課ホームページを御覧ください

静岡県 暮らし・環境部 環境局 生活環境課

土石を運び出す際の「汚染のおそれがないこと」の証明の流れ

土石を運び出す者(土木施工業者等)

土石を受け入れる者
(残土処理業者等)

1 土地の利用状況等の調査

① 土地利用履歴調査に活用できる情報の収集
例として、過去の国土地理院地図や航空写真、
土地の登記事項証明書等の**いずれか**を収集

② 調査対象地を下記の【a】【b】【c】に分類

住宅、山林、田畑等
(土石基準物質が使用されていないことが明確)

▶【a】汚染が存在するおそれがないと認められる土地

【a】【c】以外

▶【b】汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

ガソリンスタンド、化学工場、クリーニング工場等
(土石基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等あり)

▶【c】汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

調査終了

調査結果の確認

調査結果が正しいと
認められれば
土石の受入OK

【b】又は【c】に該当した場合、土壌調査が必要です！

2 土壌調査(分析調査)

① 調査対象の物質
土石基準物質のうち調査対象地で
使用されていたことが分かった物質

② 調査の頻度
【b】に該当した場合…搬出量900m³毎に1回
【c】に該当した場合…搬出量100m³毎に1回

調査結果

基準値クリア

調査終了

基準値超過

調査結果の確認

調査結果が正しいと
認められれば
土石の受入OK

搬入禁止

3 再生資源利用促進計画等

①再生資源利用促進計画
②確認結果票 を添付

調査終了

再生資源利用促進 計画等の確認

土壌汚染対策法の手続
が確認できれば、
土石の受入OK

4 採石法・砂利採取法の認可書

採石法や砂利採取法の認可書 を添付
(再生土は不可)

調査終了

認可書の確認

許可書が確認できれば
土石の受入OK